

政 法 第 2 2 6 8 号  
答 申 第 4 1 7 号  
平成27年10月21日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年6月11日付け安房農第301号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第510号

平成25年5月15日付けで異議申立人から提起された、平成25年5月10日付け安房農第177号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成25年5月10日付け安房農第177号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、改善計画書の住所、氏名の情報以外の部分を開示すべきである。
- 2 実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張はおおむね以下のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨  
本件決定に係る処分を取り消すとの決定を求める。
- 2 異議申立ての理由
  - (1) 当該決定は部分開示であるが、開示された文書は1枚のみで書類名、宛先、日付以外の全てが黒塗りであり、事実上は「不開示」と同じであり、書類名等は、行政文書開示請求書にすでに全て記載しているので、事実として新たに開示されているものは1つもない。
  - (2) 本件決定に係る行政文書部分開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）に記載されている開示しない理由は、「千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号該当。事業を営む個人に対する畜産に係る環境の問題の存在及び内容を明らかにすることになり、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（3号イ）。」である。

しかし、この畜産に係る環境の問題は、新聞や〇〇市議会本会議でも取り上げられ、地元である千葉県〇〇市〇〇地区においては畜産に係る環境問題の存在は明らかであった。

この問題は「公害」であり、条例第8条第3号ただし書きは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」となっており、公にする必要があると認められる情報である。

また、「当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」というこ

とに関して、具体的説明はなく、公害に対する改善計画を公にすることは、何も正当な利益を害することはない。

- (3) 次に、本件通知書に記載されている開示しないもう1つの理由は「条例第8条第6号該当。当該問題への県の行政指導は現在も継続中であることから、改善計画書の改善点、改善計画、開始時期、達成期間、備考の内容が公になることにより、当該問題への県の行政指導に関し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」である。

しかし、環境汚染改善に関することを公にすることが、県の行政指導の継続及び事務の適正な遂行にいったい何の支障を及ぼすのか、誰が支障を及ぼすのか具体的な説明はない。改善を望んで周辺住民は改善要望を出しているのであって、誰も早期の改善を妨害することは考えられず、本件通知書の理由は全く根拠がない。

なお、異議申立人は、平成〇〇年〇月〇〇日に知事への手紙を書き、一定の改善が見られるとの回答を得たが、周辺住民に聴き取りを行ったところ、何も改善されていないと被害の深刻さを訴えられた。

このことから、県の業者への対応は不十分どころか何の成果もなく、ゆえに行政を監視する意味でも改善計画書の十分な開示は必要である。

- (4) 本件通知書では、開示しない部分を「改善計画書提出者の住所、氏名、改善計画書の改善点の内容、改善計画の内容、開始時期の内容、達成時期の内容、備考の内容」としている。

しかし、これらは原則的に上記(2)、(3)のとおり開示されるべきものである。

これまで行ってきた多くの開示請求において、団体の代表者、役員、所在地が不開示となることはなく、事業を営む個人は、改善義務を負っており、本人が改善しない限り、公害は続くのである。

ゆえに、これらの情報を公にすることは公共の利益に合致し、不開示にする必要は全くない。

条例の目的・理念に沿って速やかに開示することを求める。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は以下のとおりである。

- 1 異議申立人は、平成25年4月14日付け行政文書開示請求書において「養豚場の経営者が平成24年9月19日に、畜産環境保全対策安房地域推進会議に提

出した『改善計画書（畜産環境保全対策安房地域推進会議は県の機関である安房農業事務所、南部家畜保健衛生所及び館山市で構成されています。）』を内容とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- 2 本件開示請求に対し、実施機関は、平成24年9月19日付け改善計画書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。
- 3 本件対象文書は、①表題、②宛先、③住所及び氏名、④作成年月日、⑤改善点、⑥改善計画、⑦開始時期、⑧達成時期、⑨備考、で構成されている。
- 4 不開示の理由について

(1) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書である改善計画書に記載されている情報を開示した場合には、当該事業者が畜産に係る環境の問題を有していることが明らかとなり、事業者の社会的評価、名誉等が損なわれ、信用失墜などによる商取引に影響を生じ、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると判断される。

異議申立人が主張する新聞報道及び〇〇市議会議事録については、県で実施した確認状況や対応内容と必ずしも一致しておらず、又、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）は公表規定が設けられていないので、これをもって本件対象文書である改善計画書に係る問題が公にされ、又は公にすることが予定されているとは言い難く、上記の理由から当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある。

本件対象文書である改善計画書は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする家畜排せつ物法上の問題に係るものであることから、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」に該当するまでには至らない。

(2) 条例第8条第6号該当性について

本件対象文書である改善計画書に係る問題について、県の行政指導は開示請求時点で継続中である。行政指導にあつては、行政手続法第32条において「行政指導に当たっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。」と規定されている。本件対象文書については、県及び市からの指導に基づき、事業者の任意の協力のもと提出されたものである。行政指

導は相手方が任意にこれに従うことによりその効果を得るものであり、相手方の自発的な協力が不可欠なものである。当該畜産に係る環境問題については、家畜排せつ物法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、行政処分権限を発動することができない状況であり、ゆえに、相手方の協力が、環境問題改善を図る重要な手段として位置付けられる。

本件対象文書の不開示部分を開示することで事業者が不利益を被り、よって行政指導への協力を得られなくなれば環境問題改善を図ることが困難となる。

#### 第4 異議申立人の理由説明書に対する意見書について

##### 1 条例第8条第3号については全面的に争う。

「環境の問題を有している」のは周知の事実であり、公害である。故に千葉県知事から平成25年8月9日には、家畜排せつ物法第5条に基づき「勧告」まで出されるに至った。

また、事業者は、環境破壊の悪質業者であり、低い社会的評価を受けるのは当然であり、商取引に影響が生じるのは自業自得である。

そのような状況下であるのに、理由説明書には「正当な利益」とあるが、何が「正当」なのか具体的な説明が全くなく、それゆえ理由となっていない。

また、新聞報道等と「必ずしも一致しておらず」とあるが、根拠が全くなく認めることができない。

「公表規定が設けられていない」というが、公表と公開は別物であり、条例の公開対象文書でないという実施機関の主張は失当である。

実施機関は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要に該当するまでには至らない」と主張するが、家畜排せつ物の管理の適正化を故意にないがしろにし、長期間甚大な被害を与えてきた事実を鑑みれば、公にすることが必要なのは当然である。

##### 2 条例第8条第6号該当性についても全面的に争う。

「県の行政指導は開示請求時点で継続中である」と理由説明書にあるが、何の改善もみられないどころか、悪化の一途であり、県は真面目に行政指導を行っていないと言わざるを得ない。

また、「不開示部分を開示することで事業者が不利益を被り」と理由説明書にあるが、改善計画にのっとり改善を行っていれば事業者の評価は上がるので、何の不利益を被るのか具体的な説明が全くなく意味不明である。

##### 3 異議申立ての理由について実施機関は反論するが、実施機関の理由説明書に

は具体性が欠落し、証拠が全く添付されていない。

〇〇市〇〇〇〇部〇〇〇課が作成した資料及び平成25年9月6日の毎日新聞を資料として添付し、反論についても全面的に争う。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件開示請求及び本件決定について

本件開示請求は上記第3の1のとおりである。また、本件決定は第1の1のとおりである。

### 2 異議申立てについて

本件決定で、実施機関は、本件対象文書を特定し、①表題、②宛先、③住所及び氏名、④作成年月日、⑤改善点、⑥改善計画、⑦開始時期、⑧達成時期及び⑨備考のうち、①表題と②宛先及び④作成年月日以外の全ての情報を不開示とした。

本件異議申立てで異議申立人は、不開示部分の開示を求めているので、当該部分の不開示決定の妥当性について以下検討する。

### 3 本件不開示部分について

#### (1) 条例第8条第3号該当性について

ア 本件対象文書は、特定の養豚場の経営者（以下「当該事業者」という。）が提出した改善計画書である。

実施機関の説明及び異議申立人が提出した資料等によると、本件開示請求があった当時、当該養豚場については、一部報道機関で排せつ物が河川に流出しているとの報道がなされ、また、〇〇市議会でもこの問題が取り上げられているという経緯が存在したことが認められる。

このような中、当該事業者の名称を開示すると、養豚場および事業者が特定され、その事業者が県から改善計画の提出を求められているという事実が明らかとなる。

そして、前述の新聞報道等で公表されている事実関係の真偽はともかく、当該養豚場が法令違反を行っているとの憶測を呼び、当該事業者の事業運営について、風評による被害が発生する蓋然性が高まるおそれがある。

また、上記第4の1のとおり、異議申立人の意見書から実際に当該事業者の商取引に影響が出ていることも窺われ、事業者名の開示により一層被害が増すおそれがある。

よって、当該事業者の名称を開示することにより、条例第8条第3号に規定する事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるというべきであり、当該事業者の「③住所及び氏名」を開示とした決定は妥当であると判断する。

イ 本件決定では、「改善計画書」という文書名は開示されていることから、本件対象文書には、県が当該事業者に対して行った行政指導に関する情報が記載されていることは明らかであり、指導された内容や、改善する内容が記載されていることは容易に推測できるものである。

そして、具体的に本件対象文書について検討すると、本件対象文書の「⑤改善点」には、およそ養豚業者が遵守すべき、基本的・一般的な事項が記載されているにすぎないことが認められた。

また、「⑥改善計画」は、「⑤改善点」に対応した記載となっているが、改善のための特別な対応措置とは言い難い一般的な記載にすぎないものであり、「⑦開始時期」、「⑧達成時期」及び「⑨備考」についても、改善計画の時期や終了の有無についての記載であって具体的な指導内容等を示すものではなく、これらが開示されても、事業者の正当な権利・利益を害するものとは言えない。

よって、⑤改善点、⑥改善計画、⑦開始時期、⑧達成時期及び⑨備考に記載の内容は、条例第8条第3号には該当しないものと判断する。

## (2) 条例第8条第6号該当性について

ア 実施機関の説明によれば、本件対象文書は全体として条例第8条第6号柱書きに該当すると主張するものと認められるので、以下同条第6号柱書き該当性について判断する。

本件開示請求当時、当該事業者に対する行政指導が継続中であり、本件対象文書は相手方から任意の協力のもと提出されたものであるとのことである。

さらに、請求当時、家畜排せつ物法、水質汚濁法、悪臭防止法等の法律では、行政処分権限を発動できない状況であり、実施機関では「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく行政措置に関する実施要領」に基づく行政指導を行っていたところであり、状況を改善するには、相手方が任意にこれに従うこと及び相手方の自発的な協力が不可欠であり、本件対象文書を開示すると、相手方の協力等を得られなくなるおそれがあったと主張している。

イ 実施機関が主張するように、行政指導の継続中に相手方の名称等を開示することにより、協力が得られにくくなるということはある程度理解できるが、本件においては、事業者の名称を不開示とすれば、当該事業者への配慮は果たせるものであり、本件対象文書全体の記載内容そのものから判断すると、これらを開示しても当該事業者との信頼関係を損ね、今後の事務事業の遂行に支障が生じるものとは認められない。

よって、⑤改善点、⑥改善計画、⑦開始時期、⑧達成時期及び⑨備考に記載の内容は条例第8条第6号に該当しないものと判断する。

なお、③住所及び氏名については上記第5の3(1)アで検討したとおり、条例第8条第3号に該当することから、同条第6号柱書き該当性を判断するまでもなく、不開示が相当である。

#### 4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 5 結論

以上のとおり、本件対象文書のうち、③住所及び氏名を不開示とした決定は妥当であるが、⑤改善点、⑥改善計画、⑦開始時期、⑧達成時期、⑨備考に記載の内容を不開示とした決定は取り消すべきである。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年6月11日	諮問書の受理
平成25年7月23日	実施機関の理由説明書の受理
平成25年9月10日	異議申立人から意見書の受理
平成27年8月3日	審議
平成27年9月28日	審議

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
下井康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
湊弘美	弁護士	

(五十音順)